

町主催イベント等開催の対応基準について

令和2年2月28日
大崎上島町感染症連絡調整会議

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、大崎上島町においては現段階では発生段階ではありませんが、全国では多数の症例が報告されており、また、国、県においてイベント自粛などの感染防止策が示されたところです。

こうした状況をふまえ、町主催のイベントの実施について、広島県の基準を参考にしたのとおり取り扱うこととします。

また、町以外の主催者団体におかれましても参考にさせていただけるようお願いいたします。

なお、この取扱いは、今後の感染状況や国・県の方針等により適宜見直しを行います。

2 町主催イベント等開催の対応基準（適用期間：令和2年2月28日～当面）

- ・感染の進行度に応じて、次の基準に基づき判断する。
- ・次の留意事項に留意し、開催する場合には感染予防に必要な対策を十分講じることが条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期または中止とする。
- ・特に、高齢者や基礎疾患を有する者、子供などの参加があるイベント等については特に留意して判断する。

(1) 基準

区分	講演会、シンポジウム、研修会、各種イベント
町内未発生（現状）	留意事項に留意し、開催する場合は、必要な対策を十分に講じることが条件とし、これらの対策が実施できない場合は中止・延期の判断をする。
県内の他市町で発生 町内で発生	原則※として延期または中止する。

※ただし、この時期に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものについては、感染予防に必要な対策をとり、実施できるものとする。

(2) 留意事項

- ・参集規模（大規模な参集で不特定多数の参加があり、参加者の追跡が困難な場合）
- ・開催場所（屋内で換気が十分にできない場合）
- ・開催期間（同一空間での滞在期間が長い場合）
- ・参加者の距離（近距離、対面、相互接触がある場合）
- ・参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者、障害者、子供などの参加がある場合）

(3) 感染予防に必要な対策

- ・発熱等の症状がある人には参加を控えるよう事前通知
- ・咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・アルコール消毒液を会場や会場内の複数箇所に設置
- ・屋内イベントでの定期的な換気